

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	6	担当課	地方局地域福祉課
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	根拠条項	第51条の14第1項	許認可等の内容	指定一般相談支援事業者の指定	
<p>(根拠規定) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)</p> <p>(地域相談支援給付費) 第五十一条の十四 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。</p> <p>(指定一般相談支援事業者の指定) 第五十一条の十九 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所(以下この款において「一般相談支援事業所」という。)ごとに行う。</p> <p>(許認可等の基準) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日号外厚生労働省令第27号)</p> <p>(略)</p>						